

町からのお知らせ

人権擁護委員に六田氏

1月1日付けで、法務大臣から次の方が人権擁護委員に嘱託されました。



六田 幸子氏

者本人に来庁いただか必要がります。

平日のカード交付窓口開設時間(祝日を除く月曜日から金曜日の8時30分~17時15分)に来庁が難しい方は、ぜひご利用ください。

併せて、マイナンバー通知カードの受け取りがまだの方も交付することができますので、ご利用ください。

お持ちいただくものについては、すでに送付している交付通知書に記載していますので、ご確認のうえお越しください。

なお、閉庁日のため、マイナンバーに関するお手続きのみの対応となります。

お持ちいただくものについては、すでに送付している交付通知書に記載していますので、ご確認のうえお越しください。

暮らしの中での悩み、心配事や困り事のある方は、ぜひお近くの人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料で、相談内容の秘密は固く守られます。相談を希望する方は、お近くの法務局または役場町民生活課へお問い合わせください。

問い合わせ

役場 町民生活課
戸籍住民係
内線2113

マイナンバーカードの休日臨時交付窓口の開設について

マイナンバーカードの受け取りには、ご本人確認や暗証番号設定のため、原則、申請

▼鬼北町総合福祉センターひまわり▼日吉保健センター

費用 無料

問い合わせ

▼人権・役場 町民生活課
戸籍住民係 内線2113

▼行政・役場 総務財政課
行政係 内線2206

▼心配ごと・社会福祉協議会
☎ 0895-453709

お知らせ

宇和島税務署からのお知らせ

お知らせ

【お早めに春の確定申告】

今年も確定申告の時期になりました。確定申告の準備は、もうお済みですか。

申告と納税の期限

▼所得税及び復興特別所得税
3月15日(水)

▼贈与税 3月15日(水)
▼消費税及び地方消費税
3月31日(金)

申告は正しく、お早めに納税は、振替納税のご利用をお勧めします。

確定申告会場は平成29年2月16日(木)から

宇和島税務署の確定申告会場の開設期間は、平成29年2月16日(木)から3月15日(水)までです。

確定申告会場の開設日前におきましては、限られた職員

で対応しておりますので、確実な場合があります。

税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署での相談および受付は行っていません。

ただし、郵送等または時間外受取箱への投函による申告書を提出することはできません。

なお、毎年、期限間近になりますと、税務署は大変混雑し長時間お待ちいただくことがあります。

申告書は出来るだけご自分で作成して、お早めに提出してください。

駐車場は大変混雑しますので、公共交通機関などをご利用ください。

申告書は電子申告するかA4サイズの普通紙に印刷して、郵送などで税務署に提出することができます。

申告書等作成コーナー

(http://www.e-tax.nttgo.jp)

では、画面の案内に従って該当項目を入力することにより、

所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書は、直接電子申告するかA4サイズの普通紙に印刷して、郵送などで税務署に提出することができます。

申告書につきましては、平成28年分以降の申告書から、消費税の確定申告書につきまして

は、平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る申告書から、申告者ご本人や控除事業専従者などのマイナンバーの記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要となりますので、ご注意ください。

ご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

マイナンバーの記載にご注意ください

所得税及び贈与税の確定申告書につきましては、平成28年分以降の申告書から、消費

税の確定申告書につきましては、平成28年1月1日以後に

は、平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る申告書から、申告者ご本人や控除事業専従者などのマイナンバーの記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要となりますので、ご注意ください。

また、郵送などによる提出

際には、本人確認書類の写しの添付をお願いします。

※本人確認書類の例(例1..マ

イナンバーカード)例2..通

知カード+運転免許証など)

インターネットで申告書の作成ができます

国税庁ホームページ「確定

申告書等作成コーナー」

では、画面の案内に従って該

当項目を入力することにより、

所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費

税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書は、直接電子申告するかA4サイズの普通紙に印刷して、郵送などで税務署に提出することができます。

申告書等作成コーナー

(http://www.e-tax.nttgo.jp)

では、画面の案内に従って該

当項目を入力することにより、

所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費

税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書は、直接電子申告するかA4サイズの普通紙に印刷して、郵送などで税務署に提出することができます。

申告書等作成コーナー

(http://www.e-tax.nttgo.jp)

では、画面の案内に従って該

当項目を入力することにより、

所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費

税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書は、直接電子申告するかA4サイズの普通紙に印刷して、郵送などで税務署に提出することができます。

申告書等作成コーナー

(http://www.e-tax.nttgo.jp)

では、画面の案内に従って該

当項目を入力することにより、

南楽園梅まつり開催

南楽園では、今年も次の日程で「南楽園梅まつり」を開催します。

園内の梅園にある約160本の梅が次々と咲き、1カ月

にわたって花見が楽しめます。